

アセックの料金割引制度のご案内

○新規割引 【期間：平成 29 年 11 月 27 日～平成 32 年 3 月 31 日】

- (1) 割引の対象
 鉱さいを除く産業廃棄物及び一般廃棄物（鉱さいは、鉱さい割引適用。建設発生土は対象外。）
- (2) 割引の内容
 衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場に、新たに廃棄物（鉱さいを除く）を搬入する事業所の初年度の搬入量について、一律 10%割引相当の割引単価を適用します。

○鉱さい割引 【期間：平成 24 年 10 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日】

- (1) 割引の対象
 鉱さい
- (2) 割引の内容
 他の廃棄物と比較して比重の大きい鉱さいについて、比重に応じ単価を割引します。
 ・ 鉱さい割引単価：9,800 円/トン（←定価 15,700 円/トン）

○継続割引 【期間：平成 28 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日】（※平成 30 年 4 月 1 日から一部変更）

- (1) 割引の対象（前年度以前から継続して搬入がある場合。）
 鉱さいを除く産業廃棄物及び一般廃棄物（鉱さいは、鉱さい割引適用。建設発生土は対象外。）
- (2) 割引の内容
 規定量（前年度搬入実績量の 80%）を超えて搬入された量（以下、「超過量」という。）に対して、過去からの継続搬入年数に応じて段階的に安い割引単価が適用され、5 年目以降で最大 30%割引相当の割引単価が適用されます。
 なお、規定量以上の搬入実績がない場合には、継続年数は途切れます（※）のでご注意ください。
 （※）やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。（詳細は別添の運用基準をご覧ください。）

継続年数 ^(注)	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目以降
割引率	0%	15%	20%	25%	30%

(注) 継続年数：割引対象年度まで継続して規定量以上の搬入実績のある年度の数（当該年度を含む。）
 なお、平成 29 年度以前については、搬入実績があれば継続年数とみなします。

【計算方法】

処分料金 = 規定量 × 処分単価(定価) + 超過量 × 継続割引単価
 ※ 規定量：前年度搬入実績量の 80%の量
 超過量：当該年度に規定量を超えて搬入された量（基点量超過割引が適用される量を除く。）
 継続割引単価：処分単価(定価) × (1 - 割引率/100) ※100 円未満切上げ

○基点量超過割引 【期間：平成 30 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日】

- (1) 割引の対象
 産業廃棄物及び一般廃棄物（建設発生土は対象外。）
- (2) 割引の内容
 前年度から継続して搬入がある事業所から基点量を超えて搬入された量に対して、基点量超過割引単価を適用します。
- (3) 基点量
 基点量は平成 29 年度搬入実績量^(注)とします。
 また、基点量は産業廃棄物（全品目合計）と一般廃棄物のそれぞれに設定します。
 (注)平成 29 年度搬入実績量が無い場合は初年度搬入実績量とします。

【料金割引適用イメージ】

搬入年度	年度搬入量	適用される割引
H29	1,000 トン	新規割引（搬入初年度のみ）又は継続割引
H30	1,500 トン	基点量超過割引（基点量 1,000 トン）、継続割引（規定量 800 トン）
H31	1,100 トン	基点量超過割引（基点量 1,000 トン）

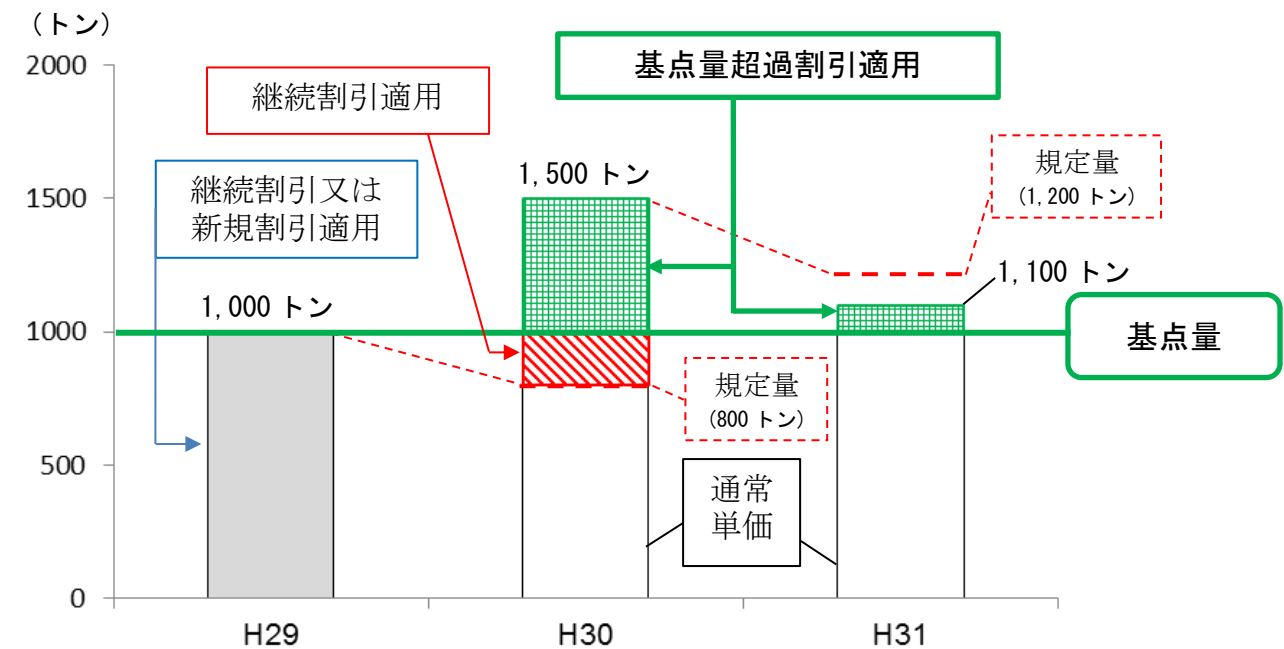
※鉱さいの場合は、基点量までの搬入について鉱さい割引単価を適用。

①基点量 > 規定量の場合（下図 H30）

処分単価(定価)……規定量以下（800 トン分に適用）
 継続割引……基点量 - 規定量（1,000 - 800 = 200 トン分に適用）
 基点量超過割引……基点量超（500 トン分に適用）

②基点量 ≤ 規定量の場合（下図 H31）

処分単価(定価)……基点量以下（1,000 トン分に適用）
 継続割引……（適用なし）
 基点量超過割引……基点量超（100 トン分に適用）



衣浦港3号地廃棄物最終処分場 埋立処分料金

時限的割引（4種類）：鉍さい割引、新規割引、基点量超過割引、継続割引
 赤字は廃棄物の種類ごとに適用される単価のうち最も安価となるものを示します。

(単位：円/トン)

区分	処分単価	鉍さい割引単価	新規割引単価	基点量超過割引単価	継続割引単価				
					継続年数 2年目	同 3年目	同 4年目	同 5年目以降	
産業廃棄物	主として安定型区画に処分 廃プラスチック類(※)	熔融固化物	16,100	14,500	11,300	13,700	12,900	12,100	11,300
		その他	61,000	54,900	42,700	51,900	48,800	45,800	42,700
	ゴムくず(※)	61,000	54,900	42,700	51,900	48,800	45,800	42,700	
	金属くず	11,200	10,100	7,900	9,600	9,000	8,400	7,900	
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(※)	海面に浮くもの	76,300	68,700	53,500	64,900	61,100	57,300	53,500
		その他	11,200	10,100	7,900	9,600	9,000	8,400	7,900
	がれき類(※)	海面に浮くもの	76,300	68,700	53,500	64,900	61,100	57,300	53,500
		その他	11,200	10,100	7,900	9,600	9,000	8,400	7,900
	自動車等破砕物(※)	熔融固化物	15,700	14,200	11,000	13,400	12,600	11,800	11,000
		その他	76,300	68,700	53,500	64,900	61,100	57,300	53,500
管理型区画に処分	燃え殻	15,700	14,200	11,000	13,400	12,600	11,800	11,000	
	無機性汚泥	15,700	14,200	9,000	13,400	12,600	11,800	11,000	
	鉍さい	15,700	9,800	7,000					
	ダスト類	15,700	14,200	11,000	13,400	12,600	11,800	11,000	
	第13号廃棄物	15,700	14,200	11,000	13,400	12,600	11,800	11,000	
	燃え殻	15,700	14,200	11,000	13,400	12,600	11,800	11,000	
一般廃棄物	ばいじん	15,700	14,200	11,000	13,400	12,600	11,800	11,000	
	熔融スラグ	15,700	14,200	11,000	13,400	12,600	11,800	11,000	
	建設発生土								
建設発生土	土壌環境基準に適合するもの	3,000							
	その他	8,000							

- 注1) 埋立処分料金は、計量重量(10kg単位)で算定する。
 注2) 産業廃棄物は埋立処分料金のほかに、産業廃棄物税(1トン当たり1,000円)を加算する。
 注3) 埋立処分料金には消費税が別途課される。
 注4) 斜字体は鉍さい割引単価、新規割引単価、基点量超過割引単価及び継続割引単価であり、平成32年3月31日までの時限措置とする。
 注5) 新規割引単価については、衣浦港3号地廃棄物最終処分場に新たに廃棄物(鉍さいを除く。)を搬入する事業所の当該年度搬入量に適用する。
 注6) 基点量超過割引単価については、衣浦港3号地廃棄物最終処分場に前年度に引き続き搬入する事業所からの廃棄物の年度搬入量が、基点量(平成29年度の搬入実績量)を超過した場合の超過量に適用する。
 ただし、平成29年度に搬入実績のない事業所については、初年度の搬入実績量を基点量とする。
 注7) 継続割引単価については、廃棄物(鉍さいを除く。)の年度搬入量が規定量(前年度の搬入実績量の80%)を超過した場合の超過量(基点量超過割引が適用される量を除く。)に適用する。
 注8) 継続割引単価の継続年数とは、継続して搬入実績のある年数をいう。
 ただし、廃棄物(鉍さいを除く。)の年度搬入量が規定量未満の場合(廃棄物最終処分量の減少等のやむを得ない事情がある場合を除く。)は継続がないものとし、1年目として扱う。
 注9) 各割引に係る運用の詳細については理事長が別途定める。
 注10) ※の品目のうち、海面に浮くものは当分の間、受け入れない。

衣浦港3号地廃棄物最終処分場 搬入のご案内

【受入対象地域】

愛知県全域

【受入時間・休業日】

受入時間	午前9時～正午
	午後1時～午後4時30分
休業日	土曜日、日曜日、国民の祝日(振替休日を含む。)、国民の休日、12月30日～1月4日 ※ただし、アセックが指定する日は営業します。営業カレンダーについては、アセックのHPをご覧ください。

【受入基準】

共通受入基準	
1	特別管理廃棄物に該当しないもの。
2	引火性、発火性、爆発性、発熱、火気・熱気を帯びていないもの、及び有毒ガスの発生等のないもの。
3	発色性、発泡性、油膜の発生等のないもの。
4	腐敗性でないもの。及び腐敗性のもの(紙を含む)が混入又は付着していないこと。
5	浸出液のpHが著しく高くないこと、又は低くないこと。
6	著しい臭気がないこと。
7	搬入及び埋立に当たって取扱いが困難でないもの。
8	著しい飛散性を有しないこと。ただし、散水、梱包及び熔融などの飛散防止措置を行ったものを除く。
9	合成樹脂を発泡させたもの(ウレタンフォーム、発泡スチロール等)を含まないこと。
10	石膏ボードを含まないこと。
11	アスファルトを含まないこと。
12	石綿含有廃棄物を含まないこと。
13	蛍光灯・水銀灯(破片を含む)・プリント基板を含まないこと。
14	水銀含有ばいじん等及び水銀使用製品産業廃棄物を含まないこと。
15	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の諸規程に適合するとともに環境保全上支障のないもの。

※上記共通受入基準の他に、品目ごとに個別受入基準がありますので、アセックHPでご確認ください。

【申込書類】

埋立処分委託申込書	
添付書類	廃棄物等性状表(廃棄物の写真を添付) 付近の見取図、事業所内見取図(廃棄物等排出場所・保管場所) 搬入計画書 搬入車両一覧表 自動車検査証の写し 商業・法人登記簿謄本(公的機関が発行した証明書等の写しでも代用可) 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し(収集運搬を委託する場合) 産業廃棄物処分業許可証の写し(中間処理業者の場合) 分析証明書の写し(アセックの無料判定制度を利用された場合は不要) 電子マニフェスト加入者証(電子マニフェストを利用する場合)

継続割引の継続年数に係る特例の運用基準

- 運用開始日：平成30年4月1日
(後述の理由書の提出は、平成31年度搬入分に係るものからです。
平成30年4月14日までに提出しなければならないものではありません。)

- 排出事業所の最終処分量（弊処分場以外への搬入量を含む）の減少に伴い、弊処分場への搬入が規定量未満となることが、理由書によりデータ等で具体的に示された場合
→「やむを得ない事情」により継続とみなす

<やむを得ないとみなされる具体的な事情>

- ・活動量（工場における生産量、廃棄物中間処理施設における処理量等）の減少に伴う最終処分量の減少
- ・施設の休廃止、改修に伴う最終処分量の減少
- ・リサイクル率の向上による、最終処分量の減少
- ・事故、災害に伴う最終処分量の減少

- 規定量の計算…原則、前年度の搬入実績量を用いる（やむを得ない事情でも同様）
ただし、やむを得ない事情が次年度に終了した場合
→規定量の計算には前々年度の搬入量（規定量以上の搬入あり）を用いる

- ※ やむを得ない事情により継続年数に係る特例を受けたい場合
→搬入事業者は次年度の4月14日^(注)までに理由書を提出（様式：別紙1）
（注）同日が弊財団の休業日の場合、4月14日以降で最も早い営業日
→弊財団は上述の運用基準により理由を審査し速やかに認否を通知（様式：別紙2）

- ※ 割引が重複する場合の割引適用方法
基分量超過割引を、他の割引（継続割引、鉦さい割引）に優先して適用する。
このため、基分量を超える搬入分は、全量を基分量超過割引の対象とする。

(参考) 継続年数の考え方

(例 1) やむを得ない事情があると認められる場合

年度	X 年度	X+1 年度	X+2 年度	X+3 年度
搬入量	規定量以上	規定量以上	規定量未満 ^{※注}	規定量以上
継続年数	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目
割引率	30%	30%	30%	30%

※注 搬入量が 0t の場合には契約は一旦解除となるが、再度契約を締結した場合、継続とみなす。

(例 2) やむを得ない事情があると認められない場合

年度	X 年度	X+1 年度	X+2 年度	X+3 年度
搬入量	規定量以上	規定量以上	規定量未満 ^{※注}	規定量以上
継続年数	5 年目	6 年目	1 年目	2 年目
割引率	30%	30%	0%	15%

※注 搬入量が 0t の場合には契約解除となり継続年数は途切れる。次の契約・搬入時が 1 年目。

(参考) 継続割引の概要

期間：平成 28 年 4 月～平成 32 年 3 月（予定）

対象：鉍さいを除く産業廃棄物及び一般廃棄物

内容：規定量（前年度搬入実績量の 80%）を超えて搬入された量（超過量）に対し、
過去からの継続搬入年数に応じて 15%～30%割引相当の継続割引単価を適用

（※一部制度変更 平成 30 年 4 月～）

変更内容：年度搬入量が前年度搬入実績量の 80%未満の場合は継続年数が途切れる
（やむを得ない事情がある場合を除く）

理 由 書

平成 年 月 日

公益財団法人愛知臨海環境整備センター
理 事 長 ○ ○ ○ ○ 様

住 所
名 称
代表者名

印

平成 年度における〇〇会社△△工場から衣浦3号地廃棄物最終処分場への搬入実績量（鉦さい及び建設発生土を除く。）が、公益財団法人愛知臨海環境整備センター（アセック）の定める継続割引制度の規定量未満となりましたが、その理由は下記のとおりです。

記

.....(やむを得ない事情)

以上

※ 搬入量の減少の原因（廃棄物排出量の減少、リサイクル率の向上など）について、具体的な理由及び数値を記載してください。また、搬入量減少が終了する時期の見通しについても、具体的に記入してください。

（例：××の理由により、廃棄物排出量が H30：〇〇トン→H31：△△トンに減少するが、H32には〇〇トン程度に回復見込み など）

理 由 書

平成 年 月 日

公益財団法人愛知臨海環境整備センター
理 事 長 ○ ○ ○ ○ 様

住 所
名 称
代表者名 印

平成 年度における〇〇会社△△工場から衣浦3号地廃棄物最終処分場への搬入実績量（鉱さい及び建設発生土を除く。）が、公益財団法人愛知臨海環境整備センター（アセック）の定める継続割引制度の規定量未満となりましたが、その理由は下記のとおりです。

記

施設の一時改修により、アセックに搬入可能な最終処分量が下表のとおり減少したため、この全量をアセックに搬入しても、規定量未満となる。

なお、平成31年度中に施設改修が終了するため、平成32年度の搬入量は平成30年度と同等程度まで回復する見込みである。

区分	量		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度(見込み)
最終処分量（アセックと受入契約のある品目）	〇〇トン	△△トン	〇〇トン
アセックへの搬入量	〇〇トン	△△トン	〇〇トン

以上

※ 搬入量の減少の原因（廃棄物排出量の減少、リサイクル率の向上など）について、具体的な理由及び数値を記載してください。また、搬入量減少が終了する時期の見通しについても、具体的に記入してください。

（例：〇〇の理由により、廃棄物排出量が H30：△△トン→H31：××トンに減少するが、H32には△△トン程度に回復見込み など）

〇〇愛環セ第 号
平成 年 月 日

事業者 様

公益財団法人愛知臨海環境整備センター
理事長 〇 〇 〇 〇

平成 年度における継続割引制度の適用について（通知）

日頃から弊財団の衣浦港3号地廃棄物最終処分場をご利用いただきありがとうございます。

さて、平成 年 月 日付けで貴社から提出のありました、平成 年度における下記事業場からの廃棄物搬入量が規定量未満となった理由書について審査した結果、（やむを得ない事情があると認められますことから、／やむを得ない事情があると認められなかったことから、）平成 年度における規定量等は下記のとおりとなりますので、お知らせいたします。

なお、継続して搬入いただくほど、安い割引単価が適用されますので、今後とも、一層の弊処分場のご活用をよろしく願いいたします。

記

排出事業場名称	規定量	継続割引単価
	トン	(認められる場合) ○年目 (認められない場合) 適用なし(1年目)

※規定量は、前年度の搬入実績量を基に算出しています。(前年度実績量×0.8)

※規定量までは通常の処分単価が適用されますが、規定量を超えて搬入された量については、継続割引単価が適用されます。(処分単価、継続割引単価は別添参照。)

※鉦さい及び建設発生土については、継続割引制度の適用対象外になります。

担 当 管理部管理課
電 話 0569-89-7300
ファクシ 0569-89-7301